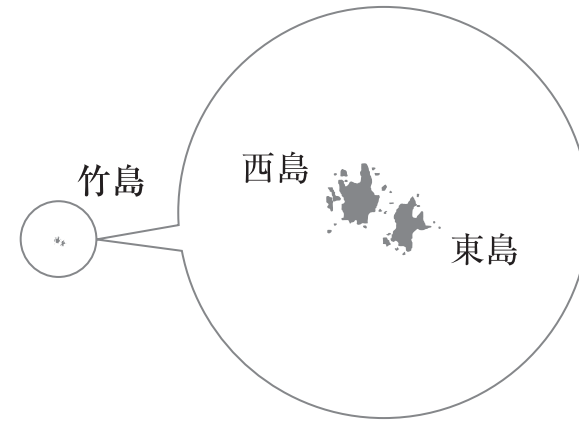


鬱陵島



竹島は、島根県隠岐郡隠岐の島町に属し、隠岐島の北西約158kmに位置し、東西の2主島と数十の岩礁から成り、その総面積は0.21km²で東京ドームの約5倍の広さです。

竹島の領有権をめぐる日本と韓国の争いは、1952(昭和27)年1月18日、韓国の李承晩大統領が一方的に李承晩ライン宣言を発し、竹島をこのラインの中に囲い込んだことに始まります。

現在、韓国は、竹島に灯台やヘリポートなどを築き、警備員を常駐させて不法占拠を続けています。このため、我が国の主権の行使ができない状態となっています。

◇歴史的に見ても日本の領土です

日本は、遅くとも17世紀半ばには竹島の領有権を確立しました。

◇国際法に照らしても日本の領土です

日本政府は、1905年1月、竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意思を再確認しました。それを受け、同年2月22日、島根県知事が「竹島」の名称と所管を告示しました。



竹島 TAKESHIMA かえれ島と海

2月22日は竹島の日です

政府においては、一昨年夏の韓国大統領の竹島上陸を契機に、50年ぶりに国際司法裁判所への提訴に向けて動き出すなど、一連の対応がされました。また、昨年2月には、領土問題を所管する組織「領土・主権対策企画調整室」が内閣官房に設置され、この組織を中心に領土や主権に関する様々な取り組みが検討されています。

県においては、平成17年の「竹島の日を定める条例」の制定以降、竹島資料室での展示、パンフレットやインターネットによる情報発信など、竹島問題を国民の皆様によく知ってもらうための取り組みを強化し続けています。

竹島問題の解決には、国民、県民の皆様の理解や世論の盛り上がり不可欠です。今後も、島根県は、国や地元町村、関係団体などと連携しながら、竹島問題の早期解決に向け積極的に取り組んでいきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

竹島資料室では、特別展示「絵図・地図に見る竹島」を開催中(～3月31日)

韓国